

2024 年 12 月吉日

会員各位

荒井商事株式会社
アライオークショングループ

重 要

オークション規約 改定のご案内

拝啓 師走の候、貴社益々ご繁盛のこととお慶び申し上げます。
平素よりアライオークションに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、この度アライオークションは、オークション規約の記載内容を一部改定いたします。今後とも、オークションがよりスムーズに開催できますよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますので、ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しく願い申し上げます。

敬具

記

導入日 2025 年 1 月 1 日（水）
内 容 【規約改定】

1. AI-NET 規約

- 第 2 条（基本用語の定義）内容改定
- 第 7 条（契約の成立）項目名称変更・内容改定
- 第 8 条（入会資格）項目名称変更・内容改定
- 第 12 条（会員番号、個人識別番号、パスワード）項目名称変更・内容改定
- 第 14 条（強制退会）項目名称変更・内容改定
- 第 15 条（会員の権利）内容改定
- 第 16 条（会員の義務）内容改定
- 第 17 条（会員の権利の制限）内容改定
- 第 19 条（違反に対する制裁措置）内容改定
- 第 20 条（会費・手数料の負担）項目名称変更・内容改定
- 第 21 条（会費・手数料の改定）内容改定
- 第 25 条（提供地域）項目名称・内容改定
- 第 28 条（規約の改定）内容改定

2.デポジット会員規約

(1)AI-NET リアル（4 輪リアル） から AI-NET プレミアムプランへの名称変更

(2)必要書類の一部削除

①第 3 条（会員登録）第 1 項 内容改定

2. AI-NET 規約

【第 2 条（基本用語の定義）】

《現在》

1. A I - N E T ： 当社が提供するインターネットによる中古自動車・中古自動二輪車・中古建設機械のオークションサイトまたは当該サイトに含まれる中古自動車・中古自動二輪車・中古建設機械・中古農業機械・中古産業機械のオークションに付随するサービスおよび中古車流通におけるサービスの総称をいいます。
2. 提携会場 中古自動車・中古自動二輪車のオークション及び入札会、インターネットを使った中古車流通ビジネスのサービスを提供している主体であって、当社と業務提携契約の関係にあるものをいいます。
3. アライオークション ： 荒井商事株式会社が主催する中古自動車・中古自動二輪車・中古建設機械のオークションのサービスを提供している主体をいいます。



《改定後》

1. A I - N E T ： 当社が提供するインターネットによる中古自動車・中古自動二輪車・中古建設機械 ・中古農業機械・中古産業機械等、中古車両、中古機械・機器（以下「中古車両等」といいます）のオークションサイト又は当該サイトに含まれる中古車両等のオークションに付随するサービス及び中古車両等の流通におけるサービス（以下「本サービス」ともいいます）の総称をいいます。
2. 提携会場 ： 中古車両等のオークション及び入札会、インターネットを使った中古車両等の流通ビジネスのサービスを提供している主体であって、当社と業務提携契約の関係にあるものをいいます。

3. アライオークション：当社が主催する中古車両等のオークションのサービスを提供している主体をいいます。

【第7条（契約の成立）】

《現在》

第7条（契約の成立・登録）

1. 前条による申込みがなされ、参加会場が審査により適格と判断した場合において、当社による承諾の意思表示が申込者に到達したときをもって、本契約が成立するものとします。ただし、申込みに対する審査は、参加会場が各別に行うものとし、A I - N E Tを利用し、参加会場のうち入会を認められたオークション会場に参加できることが本契約の内容となります。



《改定後》

第7条（契約の成立・登録）

1. 前条による申込みがなされ、当社による承諾の意思表示が申込者に到達したときをもって、本契約が成立（以下「登録」ともいいます）するものとします。

【第8条（入会資格）】

《現在》

第8条（入会資格）

A I - N E Tの会員となりうるものは、下記の条件を満たし、かつ参加会場のうち1会場以上が入会を認めたものとします。

1. 所轄の公安委員会から中古自動車取扱古物商許可（行商の申請がされているもの）を取得し、これを保有していること。
2. 参加会場のうち1会場以上の正会員であり、かつ参加会場のうち1会場以上がA I - N E Tへの入会を承認していること。

3. 当社及び参加会場のうち入会を認めたオークション会場が定めた必要書類を提出すること。
4. インターネットへの接続環境を有し、電子メールアドレスを保有するなど電子メールを受信することができる環境を有していること。
5. 会員が入札しようとする車両が出品されたオークションを運営する参加会場が定める中古車オークションに関する規約及び本規約を遵守すること。
6. 当社が定める月額費用を当社の定める支払方法で納めること。
7. 公序良俗に反する行為及び暴力団等の反社会的な勢力・行為に現在又は過去において関与していないこと。法人の場合には、取締役その他役員又は株主その他出資者が暴力団等の反社会的な勢力・行為に現在又は過去において関与していないこと。



《改定後》

第8条（登録資格）

A I - N E Tの会員となりうるものは、下記の条件を満たしたものとします。

なお、条件を満たしても、登録されない場合があります。

1. 所轄の公安委員会から中古自動車取扱古物商許可（行商の申請がされているの）を取得し、これを保有していること。
2. インターネットへの接続環境を有し、電子メールアドレスを保有するなど電子メールを受信することができる環境を有していること。
3. 公序良俗に反する行為及び暴力団等の反社会的な勢力・行為に現在又は過去において関与していないこと。法人の場合には、取締役その他役員又は株主その他出資者が暴力団等の反社会的な勢力・行為に現在又は過去において関与していないこと。

【第12条（会員番号、個人識別番号、パスワード）】

《現在》

第12条（会員番号、個人識別番号、パスワード）

1. 当社は、会員に対し、会員番号、代表者の個人識別番号（以下、「ID」という）及び代表者のパスワードを発行します。
2. 会員は、最大4名まで、前項の代表者以外に、担当者IDを設定することができます。
3. 会員は、会員番号・ID・パスワードを使用してログインすることにより、AI-NETを利用することができます。
4. 会員は、会員番号・ID・パスワードの管理について一切の責任を負うものとします。
5. 会員は、会員番号・ID・パスワードを厳正に管理し、これらの使用による取引の結果については、それが第三者の使用による場合であっても、自己使用の場合と同様の責任を負うものとします。
6. 会員が、会員番号・ID・パスワードを第三者に漏洩した場合は、これによって生ずる一切の紛争についての責任を負わなければならないものとします。



《改定後》

第12条（個人識別番号、パスワード）

1. 当社は会員に対し、代表者の個人識別番号（以下、「ID」という）及び代表者のパスワードを発行します。
2. 会員は、ログインID・パスワード・ユーザーIDを使用してログインすることにより、AI-NETを利用することができます。
3. 会員は、ログインID・パスワード・ユーザーIDの管理について一切の責任を負うものとします。
4. 会員は、ログインID・パスワード・ユーザーIDを厳正に管理し、これらの使用による取引の結果については、それが第三者の使用による場合であっても、自己使用の場合と同様の責任を負うものとします。

5. 会員が、ログイン ID・パスワード・ユーザーID を第三者に漏洩した場合は、これによって生ずる一切の紛争についての責任を負わなければならないものとします。

【第 14 条（強制退会）】

《現在》

第 14 条（強制退会）



《改定後》

第 14 条（解除・登録抹消）

【第 15 条（会員の権利）】

《現在》

会員は、当社が提供する A I - N E T のサービスを利用することができます。ただし会員が A I - N E T を通じて参加を行うことができるオークション会場は、参加会場のうち当該会員の入会を認めたアライオートオークション及び提携会場に限ります。



《改定後》

会員が A I - N E T を通じて利用できるサービスは、当社が認めたサービスに限ります。

【第 16 条（会員の義務）】

《現在》

4. 会員登録時に発行される、会員番号・ID・パスワードは、登録者の責任において管理し、それに関する取引上のトラブルが発生した場合も、その責任は当社及び参加会場は一切負わないものとします。



《改定後》

4. A I - N E T登録時 に発行される、ログインID・パスワード・ユーザーIDは、会員 の責任において管理し、それに関する取引上のトラブルが発生した場合も、その責任は当社及び参加会場は一切負わないものとします。
5. 会員は、当社が定める利用料を当社の定める支払い方法で支払うものとします。

【第 17 条（会員の権利の制限）】

《現在》

1. 当社及び参加会場は、会員に対し、取引条件及び取引限度額等を設定することができます。
3. 会員が、前項の規定に該当した場合、当社及び参加会場は会員に対し、以下の内容の制限を行うことができるものとします。



《改定後》

1. 当社及び参加会場は、会員に対し、取引条件及び取引限度額等を設定及び変更することができます。
3. 会員が、前項各号の事由のいずれかに該当した場合、当社及び参加会場は当該会員に対し、以下の内容の措置をとる ことができるものとします。

【第 19 条（違反に対する制裁措置）】

《現在》

会員が、前条に違反した場合、当社は当該会員に対し、その違反の程度に応じて会員の権利の制限（第 17 条）又は強制退会（第 14 条）の措置を講じることができるものとします。また、会員が前条に違反したことにより、当社または参加会場に損害が生じた場合には、会員はその損害の全額を賠償するものとします。



《改定後》

会員が、前条に違反した場合、当社は当該会員に対し、その違反の程度に応じて会員の権利の制限（第17条）又は解除・登録抹消（第14条）の措置を講じることができるものとします。また、会員が前条に違反したことにより、当社又は参加会場に損害が生じた場合には、会員はその損害の全額を賠償するものとします。

【第20条（会費・手数料の負担）】

《現在》

第20条（会費・手数料の負担）



《改定後》

第20条（利用料・手数料の負担）

【第21条（利用料・手数料の改定）】

《現在》

当社及び参加会場が、会費・手数料の改定を必要と認めた場合、随時任意に改定することができるものとし、その旨を会員に通知します。



《改定後》

当社及び参加会場が、利用料・手数料の改定を必要と認めた場合、随時任意に改定することができるものとし、その旨を会員に当社ウェブサイトにて通知します。

【第25条（提供地域）】

《現在》

第25条（提供地域）

本サービスの提供地域は日本国内に限ります。

前項の規定にかかわらず、日本国外から入札した場合、そのことによる不利益は全て当該会員に帰するものとし、それにより当社、参加会場又は出品者に損害が生じたときは、当該会員がその損害を賠償するものとします。また、準拠法は日本法とします。



《改定後》

第25条（提供地域及び準拠法）

1. 本サービスの提供地域は日本国内に限ります。
2. 前項の規定にかかわらず、日本国外から入札した場合、そのことによる不利益は全て当該会員に帰するものとし、それにより当社、参加会場又は出品店に損害が生じたときは、当該会員がその損害を賠償するものとします。
3. 本契約の準拠法は、日本法とします。

【第28条（規約の改定）】

《現在》

当社は、本規約の改定を必要と認めた場合は、随時任意にこれを改定することができるものとし、この場合、改定した内容をA I - N E T上において開示します。改定後の規約についてはその適用開始日以降の取引に適用されるものとし、それより前の取引については従前の例によります。



《改定後》

当社は、本規約の改定を必要と認めた場合は、随時任意にこれを改定することができるものとし、この場合、改定する内容を事前に当社ウェブサイトにおいて開示します。改定後の規約については、その適用開始日以降の取引に適用されるものとし、それより前の取引については従前の例によります。

2.デポジット会員規約

第3条（会員登録）第1項 内容改定

《現在》

第3条（会員登録）

前条の会員資格を有する者が、以下の手続きを行い登録するものとします。

1. 会員登録に関しては、以下の書類の提出を行うものとします。

(1) 会社法人の場合は、

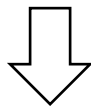
- A 入会申込書
- B 古物商許可証の写し
- C IDカード申請書、IDカード用顔写真
- D 展示場等の写真
- E 会社登記簿謄本、会社印鑑証明書
- F 代表者個人の住民票
- G 誓約書
- H 同意書
- I 車両売却同意書
- J 銀行口座通帳の写し
- K 他会場IDカードおよびPOSカードの写し
- ~~L AI-NET入会申込書(デポジット会員用)~~
- M 適格請求書発行事業者登録番号

(2) 個人事業主の場合は、

- A 入会申込書
- B 古物商許可証の写し
- C IDカード申請書、IDカード用顔写真
- D 展示場等の写真
- E 会社所在地の不動産登記簿謄本（借地の場合は賃貸契約書の写し）
- F 代表者個人の住民票、印鑑証明書
- G 誓約書
- H 同意書
- I 車両売却同意書
- J 銀行口座通帳の写し
- K 他会場IDカードおよびPOSカードの写し

~~L AI-NET 入会申込書(デポジット会員用)~~

M 適格請求書発行事業者登録番号



《改定後》

第3条（会員登録）

前条の会員資格を有する者が、以下の手続きを行い登録するものとします。

1. 会員登録に関しては、以下の書類の提出を行うものとします。

(1) 会社法人の場合は、

- A 入会申込書
- B 古物商許可証の写し
- C IDカード申請書、IDカード用顔写真

D 展示場等の写真

- E 会社登記簿謄本、会社印鑑証明書
- F 代表者個人の住民票
- G 誓約書
- H 同意書
- I 車両売却同意書
- J 銀行口座通帳の写し
- K 他会場IDカードおよびPOSカードの写し
- M 適格請求書発行事業者登録番号

(2) 個人事業主の場合は、

- A 入会申込書
- B 古物商許可証の写し
- C IDカード申請書、IDカード用顔写真
- D 展示場等の写真
- E 会社所在地の不動産登記簿謄本（借地の場合は賃貸契約書の写し）
- F 代表者個人の住民票、印鑑証明書
- G 誓約書
- H 同意書
- I 車両売却同意書
- J 銀行口座通帳の写し
- K 他会場IDカードおよびPOSカードの写し
- M 適格請求書発行事業者登録番号